

人 定 第 1 1 号  
令 和 3 年 3 月 3 1 日

本省局部課長 殿

法務省大臣官房人事課長  
( 公 印 省 略 )

本省内部部局の職員の配置定員について (通達)

標記については、別表のとおりとし、令和3年4月1日から施行することとされましたので、その適正な運用に留意願います。

なお、令和2年3月31日付け人定第13号当職通達「本省内部部局の職員の配置定員について」は、廃止します。

別表 本省内部部局の職員の配置定員

局 部 課 名 又は官職名	配 置 定 員 (人)									
	特 別 職	指 定 職	行 政 職 (一)		行 政 職 (二)	医 療 職	専 門 ス タッフ 職	合 計	うち 検 事	
			うち 検 事	うち 検 事						
事 務 次 官		1						1		
秘 書 官	1							1		
官 房 長		1	1					1	1	
公 文 書 監 理 官		1						1		
サイバーセキュリティ・ 情報化審議官		1						1		
官 房 審 議 官		1		3	3			4	3	
官 房 参 事 官				4	4			4	4	
秘 書 課				53	2			53	2	
人 事 課				41	3			41	3	
会 計 課				76	1	24		100	1	
国 際 課				19	3			19	3	
施 設 課				80	1		1	81	1	
厚生管理官				21			5	26		
司 法 法 制 部		1	1	58	5			59	6	
うち 国立国会図書 館支部法務図書館				6				6		
大臣官房小計	1	6	2	355	22	24	5	392	24	
民 事 局		1	1	99	12			100	13	
刑 事 局		1	1	63	16			64	17	
矯 正 局		1	1	82	1		1	84	2	
保 護 局		1	1	44	3			45	4	
人 権 擁 護 局		1	1	27	3			28	4	
訟 務 局		1	1	86	26		1	88	27	
合 計	1	12	8	756	83	24	5	801	91	

備考「うち検事」は、法務省設置法(平成11年法律第93号)附則第4項の規定により充てることができる検事の人数であり、内数である。